

令和7年（2025年）に向けた（具体的）対応方針の決定について

国通知（H30.2.7）「地域医療構想の進め方について」を踏まえた、公立病院及びその他の医療機関の具体的対応方針の決定について、次のとおり協議を実施する。

1 協議対応

平成30年度は、公立病院及び病院（急性期）を基本に協議を実施し、それ以外の病院等については、平成31年度以降の調整会議で協議を実施する。

区分	協議対応
公立病院 及び病院（急性期）	平成30年度（第2回）調整会議で協議
それ以外の病院等	次の優先順位により、平成30年度（第2回）以降以降の調整会議で協議 ① 病院（急性期）、②病院（回復期）、③病院（慢性期）、 ④有床診療所

2 協議方法

公的医療機関等2025プラン及び医療機関2025プランに基づき、地域の中核を担う公的医療機関の対応方針や、病床機能報告の分析等による個別医療機関の取組状況等を踏まえ、次の項目を中心に、具体的対応方針を協議する。

（協議項目）

協議項目	主な内容
2. 今後の方針	令和7（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割 等
3. 具体的な計画	令和7（2025）年に持つべき医療機能のごとの病床数 等